

### 第3節 暴走族対策

#### ○暴走族対策室の設置に関する訓令

(平成15.1.27  
鹿児島県警察本部訓令第3)

改正 平成26.3訓令第6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の13第2項の規定に基づき、暴走族対策室（以下「対策室」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 対策室においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 暴走族対策に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成14年鹿児島県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関すること。
- (3) 条例違反の捜査に関すること。
- (4) 暴走族取締りに関すること。
- (5) 共同危険行為等の禁止違反の捜査に関すること。
- (6) 暴走族への加入阻止及び暴走族からの離脱促進の対策に関すること。
- (7) 暴走族追放の広報啓発に関すること。
- (8) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (9) 暴走族管理システムの運用に関すること。
- (10) その他交通指導課長が命ずる事項に関すること。

(対策室長等)

第3条 対策室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長には交通指導課長の職にある者を、副室長には交通指導課理事官の職にある者をもって充てる。
- 3 室長は、対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 副室長は、室長を補佐するものとする。

(係)

第4条 対策室に、その所掌事務を分掌処理するため、企画指導係、暴走族対策係及び暴走族特捜係を置く。

(補佐等)

第5条 対策室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正(平成26.3訓令6)

附 則

この訓令は、平成15年2月10日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。